

厚生労働省告示第百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号から第三号までを次のように改める。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等单位数表（以下「介護給付費等单位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費（以下「居宅介護サービス費」という。）の注5本文、注6本文、注7本文、注8本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十八号に掲げる者

二 居宅介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第四号、第九号、第十四号又は第十九号に掲げる者

三 居宅介護サービス費の注6の(1)の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第四号、第九号、第十四号又は第十九号から第二十二号までに掲げる者

第四号中「第一条第三号、第七号又は第十一号」を「第一条第五号、第十号又は第十五号」に改める。

第五号及び第六号を次のように改める。

五 居宅介護サービス費の注7ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第四号、第五号、第九号、第十号、第十四号、第十五号又は第十九号に掲げる者

六 居宅介護サービス費の注8ただし書及び注9ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第四号、第五号、第九号、第十号、第十四号、第十五号又は第十九号から第二十二号までに掲げる者

第七号中「第三号まで、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号」を「第五号まで、第八号から第十号まで、第十三号から第十五号まで、第十八号又は第十九号」に改める。

第八号中「第三号」を「第五号」に、「別表第二及び別表第三」を「別表第三及び別表第四」に、「第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号」を「第八号から第十号まで、第十三号から第十五号まで、第十八号又は第十九号」に改める。

第九号イ中「第一条第四号」を「第一条第六号」に、「別表第四」を「別表第五」に、「第八号又は第十二号」を「第十一号又は第十六号」に、「第二号（三級居宅介護従業者を除く。）」、「第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）」、「第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）」、「第十四号（三級訪問介護員を除く。）」、「第十六号」を「から第三号、第八号、第十三号、第十八号、第二十号」に、「第十七号」を「第二十一号」に、「又は第十八号」を「又は第二十二号」に改め、同号口中「第二号（三級居宅介護従業者を除く。）」、「第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）」、「第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）」、「第十四号（三級訪問介護員を除く。）」、「第十六号」を「から第三号まで、第八号、第十三号、第十八号、第二十号」に、「第十七号」を「第二十一号」に、「又は第十八号」を「又は第二十二号」に改める。

第十号イ中「第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）」、「第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）」、「第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）」、「第十四号（三級訪問介護員に限る。）」又は「第十五号」を「第一条第四号、第九号、第十四号又は第十九号」に改め、同号口中「第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）」、「第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）」、「第十号（三級相当研

修課程修了者に限る。）、第十四号（三級訪問介護員に限る。）又は第十五号」を「第一条第四号、第九号、第十四号又は第十九号」に改める。

第十一号中「、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第五号、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第九号、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十三号若しくは第十五号」を「から第三号まで、第七号、第八号、第十二号、第十三号、第十七号又は第十九号」に、「訪問介護員基準別表第二」を「介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十九号）別表」に改め、「又は居宅介護従業者基準第二條の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第三に定める内容に相当するもの以上」及び「又は第十四号に掲げる者のうち三級訪問介護員以外の者」を削る。

第十二号中「第一条第五号、第九号又は第十三号」を「第一条第七号、第十二号又は第十七号」に改める。